

地域公共交通計画策定の全体イメージ

「歩くまち・京都」総合交通戦略2021

柱1 持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成
 (「公共交通ネットワーク」の取組)
『方針1』 市民生活を支える交通手段の維持・確保
【施策2】 地域の特性やニーズに応じた生活交通の維持・確保
 地域交通のマスターplanとなる地域公共交通計画の策定を
 はじめ、福祉輸送などの地域の輸送資源を総動員した移動手段
 の確保に係る取組を推進します。

令和5年度中に作成

京都市地域公共交通計画

* 国の補助（地域間幹線系統補助、地域内フィーダー系統補助）の交付を受けるためには、
 補助対象路線について法定協議会で議論し、地域公共交通計画へ記載することが必要

京都市地域公共交通計画協議会

- 目的：地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行う。
 ※ 部会を置かない地域の交通課題は本協議会で議論する。
- 構成員：学識経験者、交通事業者、公共交通利用者、道路管理者、地方公共団体、
 その他必要と認める者など
- 根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法

これまでから交通課題を議論してきた会議体を
 法定協議会の下部組織（部会）と位置付ける

京都共市交山会地議域

京都共市洛西会地議

京都共市水尾会地議

京都共市京北会地議

京都共多交地域左京区会議

京都検討協議会交畳雲ケ域共

昨年11月に移行

本年6月頃に
移行予定

山利用促進協議会

利洛便性地向公共検討交通
ワキシンググループ

地域内フィーダー
系統補助
雲ケ畠もくもく号